

## 伊勢崎市公認キャラクター認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の歴史、風土、産業、文化等に基づいて既に作成され、活動しているキャラクターを伊勢崎市公認キャラクター（以下「公認キャラクター」という。）として認定することにより、本市の魅力及び知名度の更なる向上並びに地域活性化へつなげることを目的とする。

(公認キャラクターの媒体)

第2条 公認キャラクターの媒体は、次のとおりとする。

- (1) 着ぐるみ
- (2) イラスト
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの

(認定審査会の設置)

第3条 市長は、公認キャラクターの認定に関する事項等を審議するため、伊勢崎市公認キャラクター認定審査会（以下「認定審査会」という。）を設置するものとする。

(認定審査会の組織)

第4条 認定審査会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 企画部長
- (4) 経済部長
- (5) 企画部副部長
- (6) 経済部副部長
- (7) 企画調整課長
- (8) 文化観光課長

(認定審査会の所掌事務)

第5条 認定審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公認キャラクターの認定基準について審議すること。
- (2) 公認キャラクターの認定等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、認定審査会の目的を達成するために必要な

## 事項

(認定審査会の委員長及び副委員長)

第6条 認定審査会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員長には副市長の職にある者を、副委員長には企画部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、認定審査会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 認定審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(認定基準の設定及び廃止等)

第8条 市長は、認定審査会による審議を経て、認定基準を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた認定基準について、認定審査会による審議を経て廃止し、又は変更することができる。

(認定申請の資格)

第9条 公認キャラクターの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、個人又は法人若しくは任意団体とし、公認キャラクター認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請において、次に掲げるものに該当する場合は、公認キャラクターとして申請できないものとする。

(1) 市の印象をおとしめるおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 他の作品を盗用したことが明らか、又はそのおそれのあるもの

(4) 特定の個人、法人、政党又は宗教団体の活動を支援しているような誤解を与えるおそれのあるもの

- (5) 認定の対象となるキャラクターの活動実績が2年未満のもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの  
(認定審査)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、認定の対象となるキャラクター及び申請者が、第2条及び前条に規定するキャラクターの媒体及び申請の資格を満たしているかどうかを審査するものとする。

2 認定審査会は、前項の規定による審査でキャラクターの媒体及び申請の資格を満たしているものについて、第8条第1項に規定する認定基準に基づく審査を行うものとする。

(認定)

第11条 市長は、前条の規定により認定審査会の審査が終了したときは、公認キャラクター認定審査結果通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による認定審査会の審査で、認定基準に適合すると認められたキャラクターについて、当該キャラクターを公認キャラクターとして認定し、公認キャラクター認定証（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

3 市長は、公認キャラクター及び申請者を公表するものとする。

4 市長は、第1項の規定により認定の決定をしたときは、公認キャラクター台帳（様式第4号）に登録するものとする。

(認定の表示)

第12条 認定を受けた者は、公認キャラクターを使用するイベント等で、当該キャラクターが公認キャラクターであること及び自らがその製作者であることを表示することができる。

(認定の取消し)

第13条 市長は、公認キャラクター及び認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定審査会の審議を経て認定を取消することができる。

- (1) 公認キャラクターが、申請の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 公認キャラクターが、認定基準に適合しなくなったと認められたとき。
- (3) 認定を受けた者が、虚偽の申請を行ったと判明したとき。

- (4) 認定を受けた者が、次条の規定による辞退届を提出したとき。
- (5) その他、制度の運用に重大な支障を及ぼすおそれのある行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その対象となるキャラクター及び認定を受けた者を公表することができる。

(認定辞退)

第14条 認定を受けた者は、公認キャラクターの活動や維持が困難になったなど、何らかの理由により、当該公認キャラクターに係る認定を辞退しようとするときは、公認キャラクター辞退届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(管理)

第15条 公認キャラクターは、認定を受けた者が管理するものとし、公認キャラクターに係る経費は、全て認定を受けた者が負担するものとする。

(認定期間)

第16条 公認キャラクターの認定期間は、認定の日から第13条の規定により認定の取消しが決定した日までとする。

(報告書の提出)

第17条 認定を受けた者は、市長の要求があったときは、公認キャラクターの活動実績について公認キャラクター活動実績報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、公認キャラクターの認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。